

令和5年第3回定例会

文教経済常任委員会会議概要

委員長 工藤 健

副委員長 万徳 なお子

1 開催日時 令和5年9月12日（火曜日）午前11時15分～午前11時24分

2 開催場所 第1・第2委員会室

3 審査案件

(1) 議案第102号 青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

4 報告事項

(1) 青森市総合体育館ネーミングライツ・スポンサー募集について

(2) 青森市スポーツ会館ネーミングライツ・スポンサー募集について

○出席委員

委員長	工藤 健	委員	柿崎 孝治
副委員長	万徳 なお子	委員	山本 武朝
委員	相馬 純子	委員	奈良岡 隆
委員	小熊 ひと美	委員	小倉 尚裕

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教育長	工藤 裕司	農業委員会事務局長	小笠原 訓史
市民部長	佐藤 秀彦	経済部次長	船橋 正明
経済部長	横内 信満	農林水産部次長	中村 敦
農林水産部長	大久保 文人	教育委員会事務局教育次長	武井 秀雄
教育委員会事務局教育部長	小野 正貴	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	木村 結衣	議事調査課主査	北山 賢臣
議事調査課主幹	風晴 英樹		

○工藤健委員長 それでは、ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。
本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案1件について、ただいまから審査いたします。

この際、私から申し上げますが、委員の皆様及び理事者側とも、質疑は簡潔にお願いいたします。また、質疑に当たっては、本委員会が所管している部局に限り、お願いいたします。

初めに、議案第102号「青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 それでは、議案第102号「青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

まず、「1 制定理由」についてですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正がなされまして、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカード用の利用者証明用電子証明書とは別に、新たにスマートフォンに搭載する電子証明書として、移動端末設備用の利用者証明用電子証明書が創設されました。具体的には、これまでの個人番号カード——マイナンバーカードに記録される利用者証明用電子証明書が、個人番号カード用利用者証明用電子証明書へと名称が改められましたほか、新たに移動端末設備用利用者証明用電子証明書に関する規定が追加されたものであります。

これによりまして、本市においても、コンビニエンスストア等での印鑑登録証明書の交付について、これまでの個人番号カード——マイナンバーカードを利用した交付に加えて、スマートフォンなど移動端末設備を利用しての交付も可能とするために所要の改正を行うものであります。

次に、「2 改正内容」についてであります。別紙「新旧対照表」を御覧ください。

青森市印鑑条例における多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の規定について、個人番号カードに加え、移動端末設備による交付ができるよう改正するものであります。第14条の2において、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」へと改め、新たに「移動端末設備」及び「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に関する規定を追加するものであります。また、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請に係る方法として、移動端末設備の操作、いわゆるスマートフォンの操作にも対応可能とするために所要の改正を行うものであります。また、「当該個人番号カードに係る暗証番号その他必要な事項を入力する」という規定を「必要な操作を行う」に改めるものです。

「3 施行期日」についてですが、規則で定める日からとしております。

以上、議案第 102 号「青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○工藤健委員長 これより質疑を行います。御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

それでは採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 102 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○工藤健委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、「青森市総合体育館ネーミングライツ・スポンサー募集について」報告を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 青森市総合体育館のネーミングライツ・スポンサー募集について御報告申し上げます。

配付資料を御覧ください。

初めに、「1 施設名称及び施設概要」であります。

今回、ネーミングライツ・スポンサーの募集対象とする施設は、現在、令和 6 年 7 月の供用開始を目指して整備を進めております青森市総合体育館でありまして、建物の構造や施設概要につきましては資料記載のとおりとなっております。

次に、「2 主な募集条件」と「3 募集期間」についてであります。

主な募集条件といたしまして、市が希望するネーミングライツ料は年額 1000 万円以上、契約期間は令和 6 年 4 月 1 日から 5 年間以上としておりまして、契約期間につきましては、年間単位で、最長 15 年間までの提案を可能としております。

また、ネーミングライツの募集期間につきましては、令和 5 年 10 月 2 日月曜日から令和 5 年 11 月 2 日木曜日までとなります。

続きまして、「4 選定方法及び選定基準」であります。

ネーミングライツ・スポンサーの選定に当たりましては、公平かつ適正な選定手続の確保を図るため、これまで同様、青森市市有施設命名権制度の実施に関する要

綱に基づく命名権者選定会議におきまして、応募者の経営状況、愛称名、ネーミングライツ料、契約期間などにつきまして、市のネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしいかどうかを総合的に審査し、優先交渉者を選定することとしております。

最後に「5 周知方法」であります。

募集に関しましては、「広報あおもり」10月1日号及び市のホームページ等で周知することとしております。

○工藤健委員長 ただいまの報告についての御質疑、御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

では、次に、「青森市スポーツ会館ネーミングライツ・スポンサー募集について」報告を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 青森市スポーツ会館のネーミングライツ・スポンサーの募集について御報告申し上げます。

配付資料を御覧ください。

初めに、「1 施設名称及び施設概要」であります。

今回、ネーミングライツ・スポンサーを募集する青森市スポーツ会館につきましては、平成26年4月1日からネーミングライツを導入しておりますが、現契約が来年3月31日をもって満了となりますことから、ネーミングライツ・スポンサーを募集するものでありまして、建物の構造や施設概要につきましては、資料記載のとおりとなっております。

次に、「2 主な募集条件」としまして、市が希望するネーミングライツ料は年額200万円以上、契約期間は令和6年4月1日から3年間以上としております。

また、ネーミングライツの募集期間につきましては、令和5年10月2日月曜日から令和5年11月2日木曜日までとなります。

次の「3 募集期間」以降につきましては、今ほど御説明申し上げました青森市総合体育館と同様となりますので、割愛をさせていただきます。

報告は以上となります。

○工藤健委員長 ただいまの報告についての御質疑、御意見等はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

そのほか、理事者側から報告事項等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 また、委員の皆さんから、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 ありませんので、以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)